

**令和 7 年度世界自然遺産地域活動支援事業補助金
公募要領**

1 事業の目的

世界自然遺産地域であるやんばる 3 村（国頭村、大宜味村及び東村）及び西表島は、国際的な生物多様性の生息域内保全にとって極めて重要な自然の生息・生育地を有していることから、これら貴重な自然環境を保全・管理し、将来にわたりその価値を維持していく必要があります。

本事業は、やんばる 3 村（国頭村、大宜味村及び東村）及び西表島において、自然環境及び良好な景観の保全に資する活動を行う法人等を支援することで、沖縄県の世界自然遺産地域の豊かな自然を守りながら、魅力ある観光地の形成の推進を図ることを目的として実施します。

2 応募期間

令和 7 年 7 月 1 日（火曜日）から 令和 7 年 7 月 31 日（木曜日）までの間

3 補助対象事業について

補助対象事業は、以下の補助対象事業の内容に合致する活動かつ、新たに取り組む活動または既存の活動の拡充（補助対象となるのは拡充部分に限る）と認められるものとする。

補助対象事業の内容	想定される取組例
自然環境の保全・継承にかかわる活動	・希少種の保護に向けた沿道での呼びかけ ・ロードキル防止のための道路沿いの除草 ・外来種持ち込みを防止するマットなどの設置 ・子どもたちに向けた環境教育
観光地景観形成にかかわるクリーン活動	・森林域での清掃（ゴミ拾い） ・ビーチクリーン活動
自然資源の適正な利用や保全に関する周知・広報・PRにかかわる活動	・来訪地域における自然資源の利用ルールを周知するためのチラシやPRグッズの作成・配布または看板の設置 ・世界自然遺産地域の適正利用に資する情報発信 ・世界遺産や自然資源の適正利用をテーマとしたワークショップの開催
豊かな自然環境や生物多様性の魅力を伝えるための人材育成にかかわる活動	・観光関連事業者に向けた講演会やシンポジウム等の開催 ・世界自然遺産地域のガイドを行う者に対するインタープリテーション活動

4 補助金の交付対象となる団体

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 補助事業の実施主体は、沖縄県内に事業所を有する法人又は法人格を有さず営利を目的としない民間団体とします。ただし、法人格を有さず営利を目的としない民間団体の場合は、次の各号を全て満たすものとします。
 - ア 定款、寄付行為に準ずる規約を有すること。
 - イ 団体の意思を決定し、交付申請書に係る内容の活動を執行する組織を有すること。
 - ウ 自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること。
 - エ 世界自然遺産地域との連携を図るため、団体の本拠又は事務を行う場所を沖縄県内に有する団体であること。
 - オ 活動の実績等から見て、交付申請書に係る内容の活動を確実に実施することができることと認められること。
- (2) 実施主体は、他の法人、他の民間団体、市町村、学校、地域住民等の複数の団体と連携し活動を行うことも可能としますが、実施主体は、その代表者として、責任を負うものとします。
- (3) 同一事業又は内容で、国、公共団体又はそれに準ずる公的制度による補助（委託を含む）等を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

【参考】地方自治法施行令（抄）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続の申立てがなされている団体でないこと。
- (7) 直近の法人事業税及び法人県民税について滞納がないこと。

5 補助対象経費

- (1) 補助対象経費は、事業を行うために直接必要な以下の経費とし、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。また、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。したがって、消費税及び地方消費税が含まれる経費については、消費税及び地方消費税を減算した額を経費算入すること。

対象経費	対象経費内容（全て税抜）
人件費	補助事業に従事する者の直接作業時間に対して支払われる経費 ※補助対象経費合計の5割を上限とする。
賃金	対象事業の実施に必要なもののうち、一時的な活動に要する経費
報償費	対象事業の実施に必要な講師等の謝礼金等
旅費	対象事業の実施に必要な交通費及び宿泊費等
需用費	対象事業の実施に必要な消耗品費、印刷製本費、燃料費等
役務費	対象事業の実施に必要な通信運搬費、広告料、手数料等
委託料	対象事業の実施に必要な業務のうち、補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費
使用料及び賃借料	対象事業の実施に必要な会場借料、船舶借料、機械器具借料等
備品購入費	対象事業の実施に必要な物品の購入費

(2) 補助対象外経費

次に掲げる経費は、事業の実施に直接必要な経費であっても、補助の対象とならないので留意すること。

- ① 事業期間外に発生した経費
- ② 証憑書類（発注書、契約書、領収書等）が確認できない経費
- ③ 事業者における経常的な経費（家賃、水道光熱費等）
- ④ 飲食・娯楽・接待等に要する経費
- ⑤ 手数料（振込手数料、代引き手数料等）
- ⑥ 汎用性があり目的外使用になりうる物品等の購入（例：パソコン、デジタルカメラ、プリンター、エクセル・Word等の汎用性の高いソフトウェア、机、椅子、書籍など）
- ⑦ 消費税及び地方消費税等の租税公課
- ⑧ その他、事業の実施に関係のない経費や不適切と認められる経費

6 補助対象経費上限額、補助率、補助対象事業数、事業実施期間

- (1) 補助対象経費上限額：300万円（税抜）
- (2) 補助率（交付額）：補助対象経費の9／10（270万円）以内
- (3) 補助対象事業数：予算の範囲内で採択団体数を決定する。
※ 同一の者による複数の応募は不可とする。
- (4) 事業実施期間：交付決定日から令和8年2月27日（金曜日）まで

7 応募書類

(1) 提出書類（提出部数 6 部）

ア 交付申請書（第 1 号様式）

イ 事業実施主体の概要（別紙 1）

ウ 事業実施計画書（別紙 2）

※ 事業実施計画書には、以下の事項を記載すること。

(ア) 実施事業名

(イ) 補助対象事業の種類

公募要領 1 ページ「補助対象事業の内容」から選択して記載する

(ウ) 実施時期（予定）

(エ) 実施場所

(オ) 事業内容

a 事業の目的

b 事業の詳細

実施方法、回数、期間等

c 今後の継続性や発展性

事業の効果、地域への波及効果、支援事業終了後の事業継続可能性等

d 事業実施体制

各団体の役割分担等

e その他

アピールポイントや活動実績等

エ 業務全体のスケジュール（別紙 3）

オ 事業収支予算（別紙 4）

単価を決めるに至った見積書等を添付すること

カ 実施主体の規約、前年度の決算書等

キ 法人の場合は、直近 2 年間の法人事業税及び法人県民税について
滞納がないことを証明する書類（写し可）

ク その他参考となるもの（定期刊行物、パンフレットなど）

8 個別相談および質問について

(1) 個別相談

個別に相談を希望する場合は、令和 7 年 7 月 10 日（木曜日）までに、「個別相談申込書」をメールで提出してください。メールの件名は「個別相談申込・世界自然遺産地域活動支援事業補助金」としてください。メール確認後は沖縄県自然保護課から連絡を行い、相談日時を調整します。

なお、対面の場合は沖縄県本庁舎内（那覇市泉崎 1-2-2）で行うことを想定していますが、オンライン相談も可能です。また、相談内容が共通する場

合、沖縄県ホームページに掲載することがあります。

提出先メールアドレス：aa039004@pref.okinawa.lg.jp

(2) 質問受付

公募要領に係る質問がある場合は、令和7年7月16日（水曜日）までに、「質問書」をメールで提出してください。メールの件名は「質問書・世界自然遺産地域活動支援事業補助金」としてください。

頂いたご質問については、令和7年7月24日（木曜日）までに沖縄県環境部自然保護課ホームページに掲載いたします。

提出先メールアドレス：aa039004@pref.okinawa.lg.jp

9 提出方法及び提出先

郵送又は沖縄県環境部自然保護課へ直接持参

※郵送の場合は令和7年7月31日（木曜日）必着

※持参の場合は、土曜日、日曜日、祝祭日を除く午前9時から午後5時までの間にお越し下さい。最終日の午後5時に締め切ります。

【提出先】

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県環境部自然保護課（担当：平良） 電話：098-866-2243

10 審査方法及び今後のスケジュール

(1) 審査方法

1次審査（要件審査）を事務局で行った後、選定委員会を設置し、2次審査を行い、採否を決定します。

(2) スケジュール（予定）

① 1次審査（要件審査） 令和7年8月上旬

② 2次審査（委員会審査） 令和7年8月上旬

※ 応募団体によるプレゼンテーションは実施しない予定

③ 審査結果通知及び交付決定 令和7年8月中旬～下旬

④ 補助対象事業の実施 交付決定日以降令和8年2月27日（金曜日）までの間

11 補助金交付までの流れ

① 事業終了後、実績報告書を県に提出する

※ 令和8年2月27日（金曜日）を締切としますが、事業終了後は速やかに提出して頂くようお願いします。

② 県が実績報告書を検査する

③ 県が補助金の交付額（補助額）の確定を通知する

④ 請求書を県に提出する

⑤ 指定口座に振り込まれる

※ 実績報告書を県が受理してから振込まで（①～⑤）、おおよそ２カ月を要します。

12 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨について

日本語及び日本国通貨とします。

- (2) 費用の負担及び提出書類の扱いについて

提出書類等の作成・提出に係る費用は応募者の負担とし、提出書類は返却致しません。

また、提出された事業実施計画書等、審査内容及び審査経過については、公表致しません。

- (3) 補助事業実施に係る経理について

補助事業者は経理管理にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法第 179 号）、沖縄県財務規則、世界自然遺産地域活動支援事業補助金交付要綱等の関係例規に基づき、適正に執行することが求められます。